

# 住宅改修申請の手引き

令和3年4月1日 改訂

第1.3版

七尾市

## 改定履歴

版 数	発 行 日	改 定 履 歴
第 1 版	平成 2 7 年 1 2 月 8 日	初版発行
第 1.1 版	平成 2 8 年 3 月 7 日	申請書記載例を一部修正
第 1.2 版	平成 3 1 年 3 月 2 7 日	概要を一部修正
第 1.3 版	令和 3 年 4 月 1 日	申請書等を一部修正

## 1 介護保険住宅改修の概要

対象者	<p>要支援・要介護認定申請の結果、要支援1～2・要介護1～5と認定された方が対象となります。</p> <p>■要支援・要介護認定の申請前、認定の有効期間外に住宅改修の着工を行った場合は、保険給付の対象外となります。</p> <p>■要支援・要介護認定の申請中に改修を行うことは出来ませんが、認定結果が出てから住宅改修費が支給されます。 (認定結果が非該当の場合は支給されません)</p>
対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、要支援・要介護者が居住する（被保険者証の住所）住宅が対象となります。</p> <p>(改修予定の住宅と被保険者証の住所が一致しているか確認下さい)</p>
申請の方法	<p>住宅改修着工の前に事前申請を行い、保険給付の対象かを確認してから着工して下さい。改修が完了した後に一旦は全額をお支払い頂き、事後申請を行って下さい。住宅改修費支給対象となれば、後日、住宅改修費を支給する償還払い方式となります。</p>
住宅改修の必要性	<p>被保険者の身体状況と住宅の状況等から判断し、住宅改修の必要性が認められる場合に介護保険の給付対象となります。</p> <p>被保険者の身体状況に合わせ、在宅生活を営みやすくする目的でなければ、給付対象の工事であっても保険給付としては認められません。</p> <p>(例：被保険者が使用しない部屋等への改修)</p>
住宅改修の種類	<p>① 手すりの取り付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等へ扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>参考：平成11年厚生省告示第95号</p>
利用限度額 (限度基準額)	<p>要支援・要介護に関係なく、被保険者1人当たり限度額20万円までです。限度額(20万円)を超えた額については、全額自己負担となります。 (一度で限度額まで使いきらず、複数回に分けての利用も可能です)</p> <p>■原則として支給対象の改修にかかった費用の9割(高所得の方は8割または7割)が住宅改修費として支給され、1割(高所得の方は2割または3割)は自己負担となります。</p>

### ① 住宅改修費の例外給付について

既に支給を受けた場合でも、転居や介護度の激変等の要件に該当した場合、再度、20万円まで利用が可能となる場合があります。詳細は5ページ参照

## 2 住宅改修の種類及び内容

住宅改修費の支給対象となる種類及び内容は下記となります。

① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものです。 なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修です。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。 ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第五号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。
④ 引き戸等へ扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。 ただし、引き戸等へ扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とはなりません。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。 ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えも含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は対象とはなりません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象とはなりません。
⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	(1) 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強  (2) 段差の解消 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事  (3) 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備  (4) 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事  (5) 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

### 3 住宅改修費の申請手続き

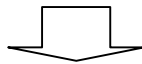
- ① 被保険者が介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センター等に改修内容が支給対象かを相談し、住宅改修が必要な理由書の作成を依頼して下さい。



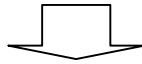
- ② 本人・家族・介護支援専門員・施工業者と打ち合わせ、見積を行って下さい。  
■改修前の状況がわかる写真を撮影して下さい（撮影日がわかる状態で）。  
■段差解消の場合は、スケール（物差）を置いて高さがわかるようにして下さい。



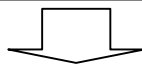
- ③ 事前申請を行う。  
《提出書類》
- 1 住宅改修費支給申請書
  - 2 住宅改修が必要な理由書
  - 3 見積書
  - 4 工事内訳書（材料費、施工費等が明確に区分されているもの P16参照）
  - 5 平面図（改修する部分の寸法や、改修前後の状況がわかるもの）
  - 6 改修前の写真（改修箇所ごとに撮影日のわかるもの）
  - 7 住宅改修の承諾書（住宅の所有者が被保険者以外の場合）
  - 8 委任状（住宅改修費を被保険者以外の口座へ振り込む場合）



- ④ 七尾市が事前申請の内容を確認し、決裁後に被保険者若しくは介護支援専門員へ保険給付の対象となるかを連絡します。  
※ 申請書の提出から連絡までに数日間の時間を要します。



- ⑤ 《着工》  
七尾市から保険給付の対象となるかの確認結果の連絡を受けてから着工して下さい。  
《追加工事や変更が生じる場合》  
下記の書類を提出し、変更部分や追加部分が保険給付の対象か確認して工事を行って下さい。
- 1 理由書（追加工事や変更が大きい場合）
  - 2 見積書（追加工事や金額が変更となる場合。値引き含む）
  - 3 工事内訳書（追加工事や金額が変更となる場合。値引き含む）
  - 4 平面図
  - 5 写真（追加工事や変更が大きい場合）



- ⑥ 事後申請を行う。  
《提出書類》  
下記のいずれかの書類に記載する等して着工日と完成日がわかるようにして下さい。
- 1 領収書
  - 2 写真（改修後の状況がわかるもので、日付入りのもの）
- ※ 入院中の改修であった場合は、退院日がわかる書類を添付して下さい。  
※ 支払時に値引きがあった場合は、値引きがわかる見積書を添付して下さい。

#### 4 住宅改修費の例外給付

①要介護状態が著しく重くなった場合（「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合。）には、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。

※前回の住宅改修に残額があっても繰越はされません。

※この例外は、同一住宅・同一被保険者について1回のみ適用されます。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	段階
要支援1・経過的要介護	第1段階
要支援2・要介護1	第2段階
要介護2	第3段階
要介護3	第4段階
要介護4	第5段階
要介護5	第6段階

##### 例1

要支援1（第1段階） ⇒ 要介護3（第4段階）  
10万円利用 再度20万円利用可能

##### 例2

要支援2（第2段階） ⇒ 要介護3（第4段階） ⇒ 要介護4（第5段階）  
20万円利用 利用不可 再度20万円利用可能

##### 例3

要介護3（第4段階） ⇒ 要介護1（第2段階） ⇒ 要介護4（第5段階）  
10万円利用 残10万円利用 利用不可

##### 例4

要介護1（第2段階） ⇒ 要介護4（第5段階） ⇒ 要介護3（第4段階）  
7万円利用 15万円利用 5万円利用可能  
(残13万円はリセット)

② その他に、転居により住宅が変わった場合にも、再度20万円まで利用が可能となります。

## 5 住宅改修の手続きに係るQ&A

問 事前申請及び事後申請に係る書類の提出を施工業者が行っても良いか  
答 介護支援専門員や施工業者が行うのは、申請書の提出を代行する行為のため可能です。  
注：申請者は被保険者となります。

問 工事内訳書の作成者は介護支援専門員と施工業者のどちらなのか  
答 書類の性質上、施工業者が作成することが望ましいと思いますが、介護支援専門員が作成しても差し支えありません。

問 介護支援専門員に対して支給決定等の通知を送ってもらうことはできないか  
答 支給決定は申請者（被保険者）に対して送付しておりますので、申請者へ確認を行って下さい。事前申請後の保険給付の対象となるかの連絡については、円滑な改修のために介護支援専門員への連絡（口頭）を行います。

問 住宅改修支援事業について対象範囲を明示して欲しい  
答 厚生労働省の告示を調べても、現時点で明確に対象範囲を示す通知が確認できない状況です。ケアプランを立案していない方から住宅改修の要望があり、対象となる可能性があれば個別に七尾市高齢者支援課へ相談下さい。

※住宅改修支援事業とは、ケアプランを立案されていない被保険者が住宅改修を希望した際に、施工業者等の専門職が理由書を作成した費用として2,000円の作成料が支給される事業です。

※その他については、次頁からの厚生労働省発出の介護サービスQ&Aを参照して下さい。

【厚生労働省の介護サービスQ&A掲載URL】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/)

サービス種別：27 住宅改修

介護サービス関係 Q&A集

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
1434	27 住宅改修	3 運営	領収証	領収証は写しでもよいのか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②1
1435	27 住宅改修	3 運営	工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要がある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②2
1436	27 住宅改修	3 運営	添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいのか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ②3
1437	27 住宅改修	3 運営	新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③1
1438	27 住宅改修	3 運営	賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③2
1439	27 住宅改修	3 運営	賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③3
1440	27 住宅改修	3 運営	分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③4
1441	27 住宅改修	3 運営	一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③5
1442	27 住宅改修	3 運営	入院(入所)中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③6
1443	27 住宅改修	3 運営	家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工費も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工費は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ③7
1444	27 住宅改修	3 運営	事後申請による支給	事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改修についても、「やむを得ない場合」として事後申請による住宅改修費の支給を認めても良いか。	3月の課長会議資料P178のとおり、「やむを得ない事情がある場合」とは「入院又は入所者が退院又は退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着手する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合」を想定しているが、当分の間、経過的に被保険者の判断で運用することは差し支えない。	18.3.27 介護制度改革 information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)  削除	49
1445	27 住宅改修	3 運営	理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。	18.3.27 介護制度改革 information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	51
1446	27 住宅改修	3 運営	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどうか。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	13.9.28 全国介護保険担当課長 会議資料 Q&A  削除	6
1447	27 住宅改修	4 報酬	手すり	手すりには、円柱型などの握り手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①1
1448	27 住宅改修	4 報酬	玄関以外のスロープ	(住宅改修)居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2  削除	Ⅲ①3
1449	27 住宅改修	4 報酬	浴室の段差解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①4
1450	27 住宅改修	4 報酬	上がり框(かまち)の段差緩和工事	(住宅改修)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①5
1451	27 住宅改修	4 報酬	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①6
1452	27 住宅改修	4 報酬	床材の表面加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①7



介護サービス関係 Q&A集

	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	番号
1453	27 住宅改修	4 報酬	扉工事	扉そのものは取り替ええないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替ええない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①8
1454	27 住宅改修	4 報酬	引き戸の取替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①9
1455	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①10
1456	27 住宅改修	4 報酬	洋式便器への便器取替工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①11
1457	27 住宅改修	4 報酬	既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①12
1458	27 住宅改修	4 報酬	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2	Ⅲ①13
1459	27 住宅改修	5 その他	滑り止めのゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A	Ⅱ 1
1460	27 住宅改修	5 その他	段差解消・手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1461	27 住宅改修	5 その他	玄関以外のスロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1462	27 住宅改修	5 その他	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1463	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1464	27 住宅改修	5 その他	通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1465	27 住宅改修	5 その他	扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて	
1466	27 住宅改修	5 その他	段差の解消に伴う付帯工事の取扱	(住宅改修)脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽をかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ1
1467	27 住宅改修	5 その他	段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ2
1468	27 住宅改修	5 その他	住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A	Ⅵ3
1469	27 住宅改修	5 その他	理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示したものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	50

**事前申請**

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ	ナナオ タロウ		保険者番号	七尾市	1 7 2 0 2 3
被保険者氏名	七尾 太郎		被保険者番号	* * * * *	
			個人番号	* * * * *	
住所	七尾市神明町1番地	性別	男・女		
住宅の所有者	城山 花子	本人との関係	（買入）		
改修の内容・箇所及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>開き戸から折れ戸の取替え工事</li> <li>手すりの取り付け工事（2箇所）</li> <li>廊下の床上げ工事</li> </ul>	業者名	〇〇建設株式会社		
		着工予定日	年 月 日		
		完成予定日	年 月 日		
改修費用	328,000 円				
七尾市長		上記のとおり関係書類を添えて、居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書 年 月 日 申請者住所 七尾市神明町1番地 (被保険者)氏名 七尾 太郎 電話番号 (****) ** - ****			

被保険者証の住所(住宅)が対象となります。P2参照

被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅改修の承諾書が必要です。

着工日と完成日は、予定日を記載して下さい。

工事内訳書の改修費用の総合計を記入して下さい。対象部分の金額ではありません。

- 注意
- この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した、住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
  - 改修を行った住宅の所有者が該当被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護（予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込	銀行	本店	種目	口座番号
	信用金庫	支店		
依頼欄	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	* * * * *
	* * * *	* * *	2 当座預金	
	フリガナ	ナナオ ハナコ	3 その他	
	口座名義人	七尾 花子		

委任状は、申請書の口座名義人が  
被保険者本人以外の代理人の場合  
必要となります。

## 委 任 状

申 請 者      住 所      七尾市神明町1番地

氏 名      七 尾      太 郎  
(被保険者)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、下記の者を代理人と定めて次の権限を委任します。

1. 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給に係る給付費の受領に関すること。

委任状の記入日をそのま  
ま記載して下さい。

○ 年 ○ 月 ○ 日

代 理 人      住 所      七尾市袖ヶ江町イ部25番地

氏 名      七 尾      花 子

住宅の所有者が家族・親族等の場合この様式の承諾書をお使いください。  
なお、複数人所有者がいる場合は人数分の承諾書が必要となります。

○年○月○日

## 住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住所

氏名

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、下記表示の住宅に \_\_\_\_\_ が  
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

住所所在地	
-------	--

住宅の所有者と被保険者の間で賃貸借契約がある場合についてはこの様式の承諾書を使用して下さい。

年 月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

住 所

氏 名

殿

(賃借人)

住 所

氏 名

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住宅	名 称	
	所 在 地	
	住戸番号	
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内 容

承 諾 書

上記について、承諾します。

(なお、

)

年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

【注】

- 1 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出して下さい。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管して下さい。
- 2 (1)の欄は、契約書頭書を参考に記載して下さい。
- 3 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載して下さい。

住宅の所有者が死亡しており、やむを得ない場合(相続登記の手続きが困難等)はこの様式を使用して下さい。

年 月 日

## 代表相続人指定届・住宅改修の承諾書

(代表者相続人・住宅改修承諾者)

住所

氏名

\_\_\_\_\_  
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

所有者との続柄：  
\_\_\_\_\_

下記表示の住宅の所有者 (氏名： \_\_\_\_\_ 死亡日： 年 月 日)  
が死亡しているため、私が相続人の代表となり、 (被保険者氏名： \_\_\_\_\_ )  
が居宅介護に必要な住宅改修工事を行うことを承諾いたします。

なお、この届出について他の相続人から異議がありましても相続人の間で解決いたします。

住所所在地	石川県七尾市
-------	--------

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要支援	要介護							
		1・2	1・2・3・4・5							
住所	従前の改修費支給の有無		<input type="radio"/> 有 (平成 年 月) <input type="radio"/> 無							

作成者	現地確認日	年	月	日	作成日	年	月	日
	所属事業所							
	資格	(作成者が介護支援専門員でないとき)						
	氏名(署名又は記名押印)							
	連絡先							

<七尾市記入欄>

保険者	確認日	年	月	日	評価欄	着工日:	年	月	日	<input type="radio"/>
	氏名	着工連絡日:	年	月		日	<input type="radio"/>	入院の有無	有	無

●福祉用具貸与・購入がある場合チェックを入れて下さい。  
(介護保険の給付対象のみでなく、自費で利用している場合もチェックを入れて下さい)

●手すり・スロープ等は住宅改修で想定されるものについてはチェックをしないで下さい。

<総合的状況>

利用者の身体状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中である、従前の改修費支給がある、転居、介護度の変更の特定(いわゆる3段階リセット)がある場合は記載して下さい。</li> <li>・立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記載して下さい。</li> <li>・室内の移動方法(つかまらなで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車イス介助等)を記載して下さい。</li> </ul>	福祉用具の利用状況と		
介護状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護状況・各種介護サービスの利用状況を記載して下さい。</li> <li>・サービス利用予定がある場合等はそれらも記入して下さい。</li> </ul>	住宅改修後の想定	改修前	改修後
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や家族が住宅改修によって、現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたくいかを、専門的な判断を踏まえたうえで、総合的に記載して下さい。</li> <li>・これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような生活、社会生活をしていきたいかを記載して下さい。</li> <li>・具体的な改修方針や改修項目は、続紙に記載して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車いす</li> <li>● 特殊寝台</li> <li>● 床ずれ防止用具</li> <li>● 体位変換機</li> <li>● 手すり</li> <li>● スロープ</li> <li>● 歩行器</li> <li>● 歩行補助つえ</li> <li>● 認知症老人徘徊感知機器</li> <li>● 移動用リフト</li> <li>● 腰掛便座</li> <li>● 特殊尿器</li> <li>● 入浴補助用具</li> <li>● 簡易浴槽</li> <li>● その他</li> <li>・ _____</li> <li>・ _____</li> <li>・ _____</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書

< P 1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入下さい。 >

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（…なので…でこまっている）を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修方針（…することで…が改善できる）を記入して下さい	④改修項目（改修箇所）	
排泄	<input type="checkbox"/> 排泄の移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<p>●生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の状況を具体的に記載して下さい。</p> <p>・本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っている」のように具体的に記載して下さい。</p> <p>・「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車いすを押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」など)で、それがどのように困難なのかを具体的に記載して下さい。</p> <p>・生活のどの場面、どの動作が利用者・介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めて下さい。寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても確認して下さい。</p> <p>・①のレ点チェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるように記載して下さい。</p>	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒などの防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け <p>●改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付場所を記載して下さい。</p> <p>●改修項目が多い場合は見積書、写真、図面と共通の番号を振っていただけると審査の短縮につながります。</p> <p>●「その他」の欄には必要に応じた付帯工事を記載して下さい。</p>	
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 （扉の開閉を含む） <input type="checkbox"/> 浴室内での移動（立ち座りを含む） <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 （洗体・洗髪を含む） <input type="checkbox"/> 浴槽の出入（立ち座りを含む） <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒などの防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<p>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記載して下さい。</p> <p>可能な限り下記の例のように具体的な尺度を用いて記載して下さい。</p> <p>例)・床から〇〇cmに手すりを設置することで～</p> <p>・廊下とトイレの〇cmの段差を改修することで～</p> <p>等と記載して下さい。</p>	<input type="checkbox"/> 段 （ ） （ ） （ ）
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 （扉の開閉を含む） <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒などの防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え （ ） （ ） <input type="checkbox"/> 便器の取替え （ ） （ ）	
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒などの防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 （ ） （ ） <input type="checkbox"/> その他 （ ） （ ）	



工 事 内 訳 書

部屋名	部分	名称	内容 (仕様)	数量	単価	金額	対象部分		住宅改修の種類	算出根拠		
							数量	金額				
玄関	上がり框	手すり (縦付)	X社木製丸棒 φ35×2000	0.3	本	〇〇〇	□□□	0.3	本	□□□	①	手すり 1
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	〇〇〇	□□□	2	個	□□□	①	
		手すり下地補強材	ブラケットベース	1	本	〇〇〇	□□□	1	本	□□□	①	
		〃	エンドベース	1	セット	〇〇〇	□□□	1	セット	□□□	①	
		取り付け工賃	雑費含む	1	箇所	〇〇〇	□□□	1	箇所	□□□	①	
廊下	屋内壁	手すり (横付)	X社木製丸棒 φ35×2000	0.7	本	〇〇〇	□□□	0.7	本	□□□	①	手すり 2
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	〇〇〇	□□□	2	個	□□□	①	
		取り付け工賃	雑費含む	1	箇所	〇〇〇	□□□	1	箇所	□□□	①	
トイレ	屋内壁	手すり (L字型)	Y社樹脂製 φ34×500	2	本	〇〇〇	□□□	2	本	□□□	①	手すり 3
		手すり金具	エンドブラケット	2	個	〇〇〇	□□□	2	個	□□□	①	
		〃	ジョイントブラケット	1	個	〇〇〇	□□□	1	個	□□□	①	
		取り付け工賃	雑費含む	1	箇所	〇〇〇	□□□	1	箇所	□□□	①	
トイレ	屋内トイレ	洋式便器	T社、品番、型番	1	据	〇〇〇	□□□	1	据	□□□	⑤	便器の取替え
		取り付け工事	付帯工事含む	1	式	〇〇〇	□□□	1	式	□□□	⑤	
トイレ	屋内壁	紙巻器	T社、品番、型番	1	セット	〇〇〇	□□□					
		取り付け工賃	同上対象外工事	1	箇所	〇〇〇	□□□					
トイレ	開口部	入り口敷居撤去	敷居の撤去にかかる工賃	1	式	〇〇〇	□□□	1	式	□□□	②	段差解消
トイレ	開口部	かぎ付き扉	対象外工事	1	セット	〇〇〇	□□□					
		取り付け工賃	同上対象外工事	1	箇所	〇〇〇	□□□					
		小計				□□□□			〇〇〇〇			
		諸経費		100	%		□□□□			〇〇〇〇		
		消費税			%		□□□			〇〇〇		
		計					□□□□□			〇〇〇〇〇		

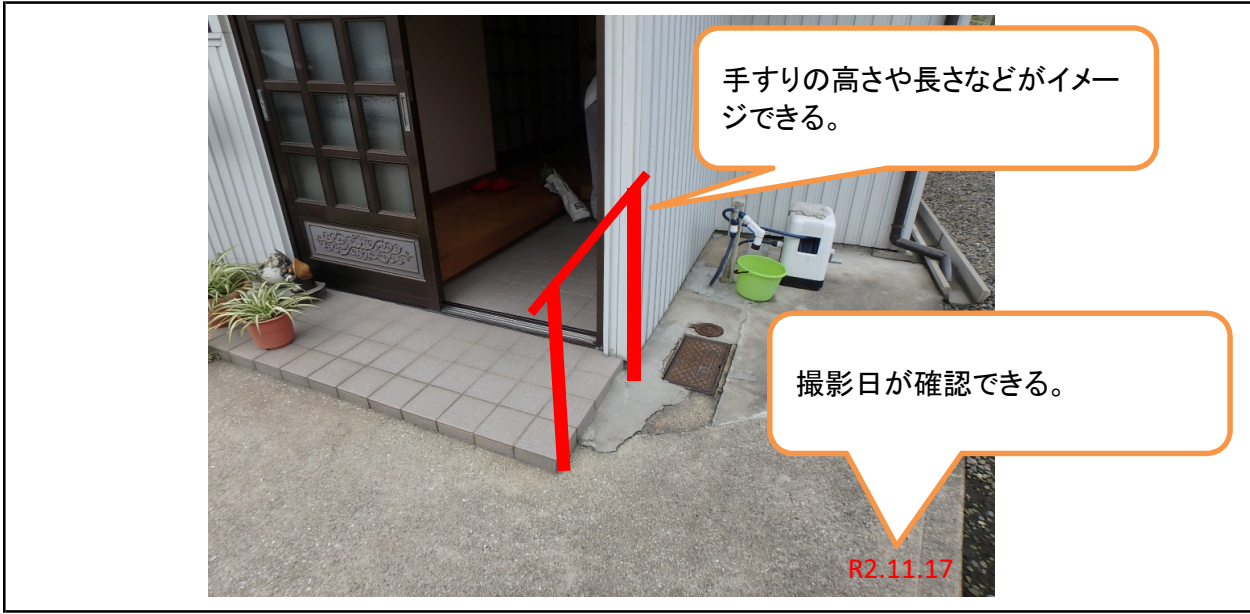
※改修の種類 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更  
④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他・付帯工事

# 工事写真の良い例

## 介護保険 住宅改修 工事写

複数箇所の設置のため、番号で設置箇所を分別している。

被保険者氏名:七尾 太郎		被保険者番号:00123456	
施工業者名:㈱〇〇〇〇			
改修箇所	玄関前手すり ①	対象工事種別	手すりの設置
改修前		撮影日:令和2年11月17日	



改修箇所	玄関前手すり ①	撮影日:	年 月 日
改修後			



工事写真の悪い例

介護保険 住宅改修 工事

どこの手すりか、場合によって分かりにくい。

被保険者氏名:七尾 太郎		被保険者番号:000123456	
施工業者名:㈱〇〇〇〇			
改修箇所	玄関前手すり	対象工事種別	手すりの設置
改修前		撮影日:令和2年11月17日	



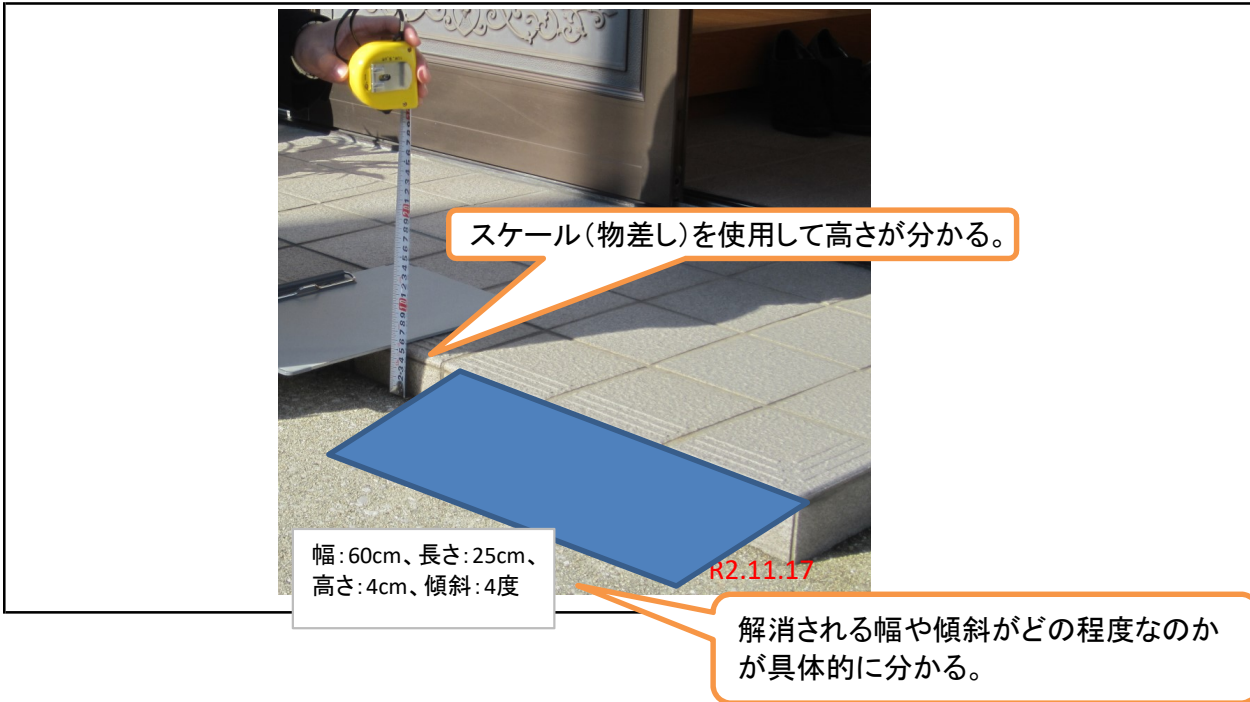
改修箇所	玄関前手すり	撮影日:	年	月	日
改修後					



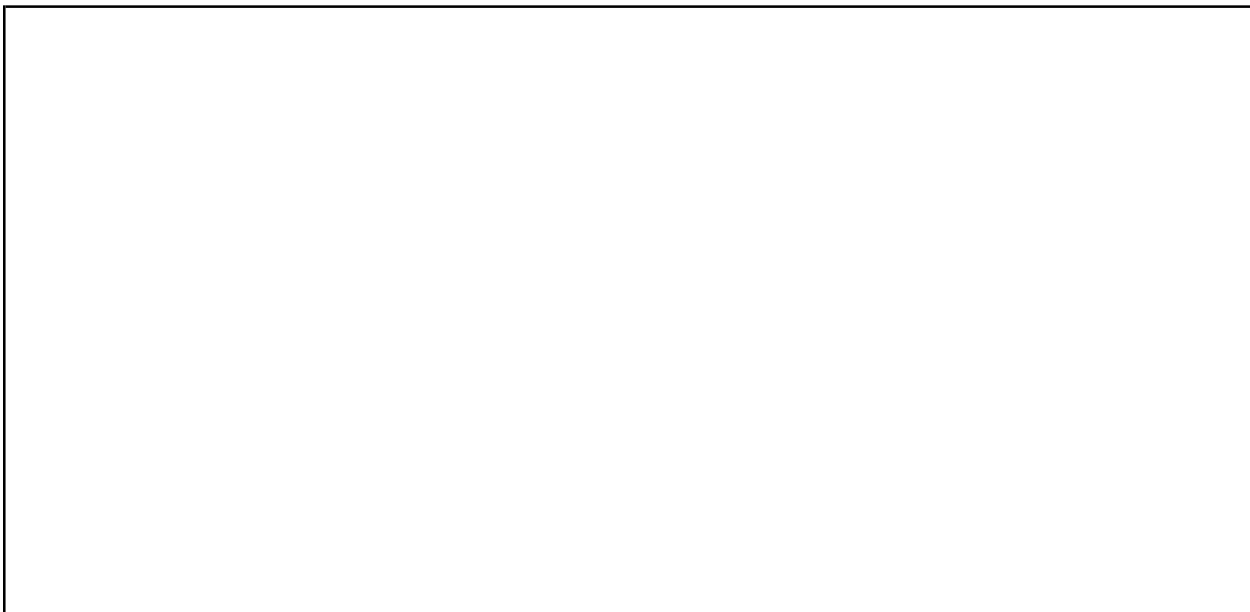
# 工事写真の良い例

## 介護保険 住宅改修 工事写真【前・後】

被保険者氏名:七尾 太郎		被保険者番号:000123456	
施工業者名:㈱〇〇〇〇			
改修箇所	玄関前の段差解消	対象工事種別	段差解消
改修前		撮影日:令和2年11月17日	



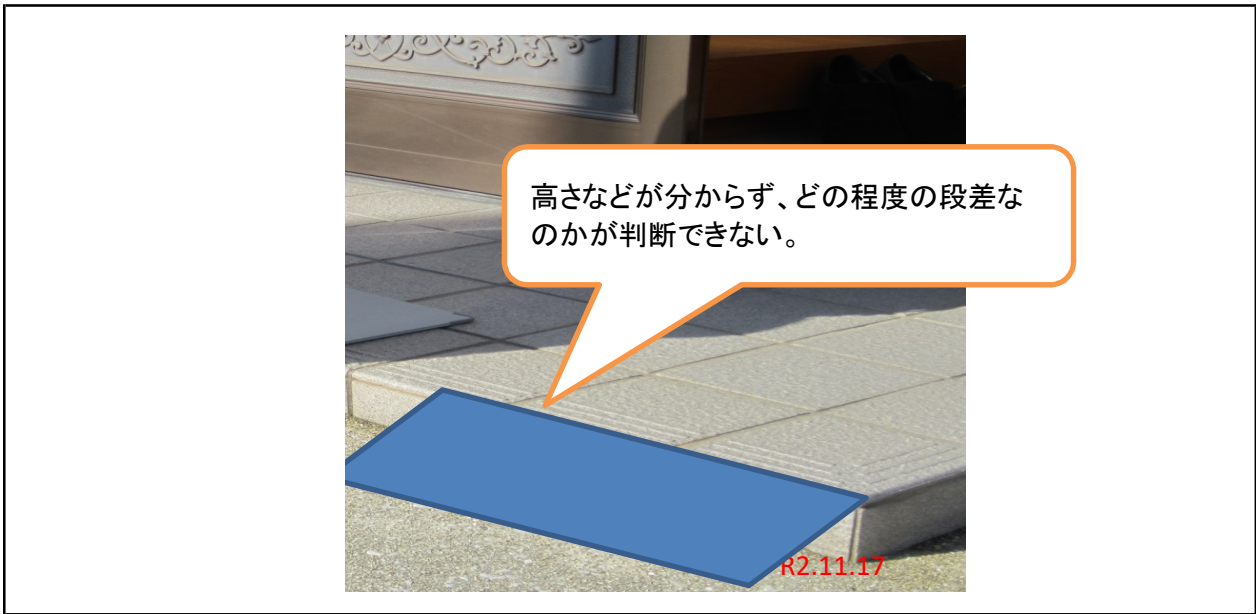
改修箇所	玄関前の段差解消
改修後	撮影日: 年 月 日



# 工事写真の悪い例

## 介護保険 住宅改修 工事写真【前・後】

被保険者氏名:七尾 太郎		被保険者番号:000123456	
施工業者名:㈱〇〇〇〇			
改修箇所	玄関前の段差解消	対象工事種別	玄関前の段差解消
改修前		撮影日:令和2年11月17日	



改修箇所	玄関前の段差解消
改修後	撮影日: 年 月 日

